

入札説明書

医大・周辺まちづくりプロジェクト推進事業嘱託登記業務委託

令和2年4月6日

奈良県福祉医療部医療政策局病院マネジメント課

入 札 説 明 書

医大・周辺まちづくりプロジェクト推進事業嘱託登記業務にかかる入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- (1) 奈良県土地家屋調査士会の会員又は主たる事務所の所在地が奈良県内に存する公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」という。）。但し、公嘱協会はその社員が入札に参加する場合は参加することはできないものとする。
- (2) 奈良県建設工事等競争入札参加資格のその他部門「土地家屋調査」に登録を受けていること。
- (3) 上記（2）の登録所在地が奈良県高田土木事務所、中和土木事務所、宇陀土木事務所、五條土木事務所又は吉野土木事務所管内であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 入札書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律172号、以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (7) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

2 入札の手続

(1) 入札書提出期間

入札書（別紙様式3）は入札公告第3に示す期間内に提出してください。

(2) 入札書の提出について

- ア 入札書の提出は、**書留郵便**に限ります。入札書は二重封筒とし、表封筒に「4月27日開札 医大・周辺まちづくりプロジェクト推進事業嘱託登記業務委託 入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書を入れ（直接提出する場合と同様に封印・封緘等の処理をすること）、奈良県福祉医療部医療政策局病院マネジメント課長宛て親展とし、期限までに到着するよう発送して下さい。
- イ 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- ウ 入札方法は、予定数量に単価を乗じて得た金額の最も大きい作業の単価（※以下「基準単価」といいます。）をもって入札し、予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の単価をもって入札した者を落札候補者とします。
- エ 基準単価項目については、落札された入札書記載価格に消費税及び地方消費税相当額を加算したもの（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）を契約単価とします。
- オ その他の項目については、落札された入札書記載価格に基準単価率（当該単価を基準単価で除した数値の有効数字上位4桁とし、5桁以下を切り捨てたもの）を乗じた後、消費税及び地方消費税相当額を加算したもの（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）を契約単価とします。
- カ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税額に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の110分の100に相当する金額を入札書に記載して下さい。

※ 入札書に記載する金額は数量1単位あたりの単価（基準単価）で、発注範囲全体の委託料や単価に数量を乗じた項目の合計額ではありません。

3 最低制限価格の設定

最低制限価格は、「予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額」に60%を乗じた額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とします（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）。

4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (3) 奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第7条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (4) 開札の日までの間において入札参加停止又は参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

5 開札及び落札者の決定方法

(1) 開札は、当該入札参加者の中から原則1名以上の立会人を選任し、立会人又はその代理人が出席して行うものとする。立会人には「開札立会通知書」(別紙様式5)を送付します。開札の立会時には、印鑑、開札立会通知書、代理人を立ち合わせる場合は、「委任状」(別紙様式4)を持参して下さい。

なお、立会人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとします。

(2) 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、「くじ」により競争入札参加資格の確認を行う順位(契約優先順位)を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。「くじ」を行う場合は、入札公告記載のとおり開札後直ちに実施します。

(3) 開札後、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認を行った上で落札者を決定します。

6 競争入札参加資格の確認の実施

開札後、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認を実施します。競争入札参加資格が確認できない場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認を実施します。

開札後、落札候補者は、下記により競争入札参加資格確認申請書等を提出してください。

(1) ア 競争入札参加資格確認申請書(別紙様式1)

イ 主たる事務所の所在等及び在籍する土地家屋調査士の人数を証する書類(別紙様式2)及びその添付書類

ウ モラルに対する決意(別紙様式6)

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期限 入札公告に示す期限までに提出してください。

* 期限までに提出されない場合は失格になります。

* 次順位者が落札候補者となった場合の提出期限は、別途指示します。

(4) 提出方法 持参により提出してください。

(5) 提出書類の作成等

ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。

イ 提出書類は、競争入札参加資格者の確認以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出書類は返却しません。

7 入札に付する業務の範囲・種別

(1) 業務の範囲は下記のとおりとし、奈良県福祉医療部医療政策局病院マネジメント課で閲覧することができます。

①用地測量が完成している場合

用地測量図で指示した範囲とします。

②用地測量図が完成していない場合

位置図、計画図、公図等で指示した範囲とします。(ただし、公図等の場合は業務範囲に多少の差異が生じることがあります。)

(2) 業務の種別

委託に付する業務の種別は調査業務、申請手続き業務、境界明示申請及び手続き代行を主とし、測量業務、地図訂正業務は必要最小限な範囲で行うものとします。

8 業務委託料の支払条件

委託料は下記に該当する場合にのみ支払うことができます。

- (1) 登記が完成した場合。
- (2) 登記が完成しない原因が受注者になく、登記申請に必要な地積測量図が作成できる場合。
- (3) 登記が完成していないが、それまで行った業務を他の土地家屋調査士に引継できる状態であると発注者が認めた場合。

9 嘱託登記計画書及び業務数量予定書

業務数量は7 (1) の図面の範囲を元に本業務の着手前に嘱託登記計画書及び業務数量予定書(当初協議用)を作成して、発注者と業務内容を確認のうえ委託期間内に業務を完了するように努めなければなりません。

10 業務数量の確定

業務数量は当初協議に関わらず、発注者と協議のうえ、実際に要した業務数量を確定数量とする。ただし、その数量は必要最小限のものでなければなりません。

11 契約書作成の要否等

要します。落札者は、奈良県契約規則(昭和39年5月規則第14号)第17条第1項の規定に基づき落札決定後遅滞なく契約を締結するものとします。

12 交通費

交通費は支給しないものとします。

13 入札及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒630-8501

奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県福祉医療部医療政策局病院マネジメント課 医科大学係

電話 0742-27-8920